

## 第 7 7 1 回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和3年2月10日 午後 1時30分
2. 閉会の日時 令和3年2月10日 午後 1時30分
3. 開催の場所 三沢市役所 本館4階 大会議室

### 4. 出席した委員の番号及び氏名

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1 佐々木 和枝 | 2 立崎 京子  | 3 月館 啓三  |
| 4 川嶋 敏明  | 6 門上 牧夫  | 7 新堂 政登  |
| 8 千葉 準一  | 10 北澤 邦彦 | 11 浦田 秀人 |
| 12 種市 廣  | 13 宮古 久光 | 14 古田 武信 |
| 15 赤沼 成人 | 16 葛巻 広行 | 17 沼山 英明 |
| 18 田面木 優 | 19 月館 操  |          |

### 5. 欠席した委員の番号及び氏名

- |        |        |
|--------|--------|
| 5 一戸 実 | 9 中村 均 |
|--------|--------|

### 6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

- 参 与・・・局 長 立崎 裕輔
- 次 長 蛭名 剛
- 係 長 小比類巻 浩
- 主 事 沼田 有里子
- 会議書記・・・主 事 織笠 康平

### 7. 議 案

- 議案第1号 農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請に係る意見について
- 議案第4号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に係る証明について
- 議案第5号 令和3年度農作業労働賃金標準額の設定について
- 議案第6号 令和3年度における下限面積の修正について
- 議案第7号 三沢市農業委員会事務局職員の定期人事異動に係る人事交流の協議について

## 議事の概要

事務局 ただ今より、令和3年2月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第771回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は全12名で、2名の欠席となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する定足数には達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお欠席となるのは、5番 一戸 実 委員・9番 中村 均 委員でございます。また、推進委員につきましては、全5名の出席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 委員の皆さんには、御多忙のところ、第771回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

先月の第770回総会につきましては、年末年始にかけての新型コロナウイルス感染クラスターが三沢市内で発生した状況を考慮して、推進委員には出席をご遠慮いただきながら、委員には出席時間をずらしながらの分散開催審議をいただいたところでありました。さて、コロナ関係もまだまだ予断を許さない状況であり、ワクチン接種も国内に行き渡るまで、今しばらく待たなければならないようですが、一方で変異型ウイルスの市中感染も心配されてきており、引き続き感染予防に努めなければならない状況であります。このような中、当委員会におきましては、推進委員1名の補充募集に係る候補者として、市街地西部区域から1名の応募がありましたので、今後、3月下旬に開催予定の選考委員会での選考審議を経て、4月の総会で承認が得られたのち、委嘱させていただく予定であります。皆さんには、コロナ禍による自粛ムードが長引いていることで、何かと御不便なこととおありのこととは存じますが、鎮静化に向け、今しばらく共にご辛抱いただきながらの営農及び委員会活動について、ご理解のほどをなにとぞお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。

それでは三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は新堂会長をお願いいたします。

会 長 それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め  
13番 宮古 久光 君 ・ 2番 立崎 京子 君  
を指名いたします。  
参与・書記には、参事兼事務局長ほか職員を任命いたします。  
次に会期の決定を行います。  
お諮りいたします。総会の会期は本日一日限りとすることに、  
ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。  
議案審議に入る前に、報告事項がありますので参事兼事務局長から報告  
願います。

局 長 それでは、2ページをお開き願います。

報告第1号のうち、初めに1月13日から2月10日までに行いました  
主な業務についてご報告いたします。

2月5日に、第771回総会の議案検討会を開催しております。

2月9日に、青森市にて開催の、農業委員会会長会議・研修会及び令和  
2年度県農業委員会会長農政協議会通常総会に、会長が出席してござ  
います。

本日（2月10日）、第771回総会を開催しております。

次に、1月の事務処理状況についてご報告いたします。

3条、権利の移転につきましては、市の関係が6件の5万7,961平  
米でした。

3条の3第1項、相続の届出は3件で、3万122平米でした。

転用につきましては、案件がありませんでした。

貸借の解約は1件で、7,741平米でした。

内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

特定農地貸付は1件で、3,976平米でした。

以上、ここまでの合計は11件で、9万9,800平米となっております。

次に、あっせん委員会は、案件がありませんでした。

利用権設定等促進事業の利用権設定が1件で、田が7,032平米、所有権移転が4件で、田が4万4,574平米、畑が1万1,883平米でした。

農地中間管理事業につきましては、10年設定が11件で、田が8万6,661平米、畑が2,289平米でした。

適格者等証明は、案件がありませんでした。

現地調査につきましては1件で、内容につきましては、報告第3号で説明させていただきます。

土地の開墾届、非農地証明につきましては、案件がありませんでした。続きまして、2月11日から3月10日までの主な業務計画についてご説明いたします。

2月24日に、十和田市で開催予定の、令和2年度第3回上十三地区農業委員会連絡協議会会長・事務局長会議に、会長及び私が出席を予定しております。

3月5日に、第772回総会の議案検討会を予定しております。

3月10日に、第772回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号 農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。番号1、字園沢の田1筆、7,741平米で、借り人を変更するため、解約を行ったものであります。なお、解約前の契約内容は表に記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開き願います。

報告第3号 農地の現況調査についてご説明いたします。

青森地方法務局十和田支局から照会がありました1件について、現況調査を行っております。

番号1、字戸崎の畑1筆3,585平米で、1月7日に中村委員、一戸委員、葛巻推進委員が調査を行った結果、当該地は数十年前から農業用施設の畜舎用地として利用されており、農地であった形跡はないことから、非農地である旨回答しております。私からの報告は以上でございます。

議 長 それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は三沢市農業委員会会議規則第9条の規定により、議長の許可を受けてから発言することになっておりますのでご協力願います。

議 長 議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請について、ご説明いたします。

利用権設定の種類等は表のとおりであり、件数は5件です。

所有権の移転について番号1、庭構の田3筆、8, 879㎡を基盤法の売買による所有権移転です。価格は10aあたり約45万円、総額で399万5, 550円になります。場所は六川目集落から西に約600mです。

利用権の設定について番号2から5まで、淋代平の田10筆、合計21, 339㎡、賃貸借権を10年間及び30年間の設定です。

場所は淋代集落から西に100mから600mに点在しています。

現地確認につきましては一戸委員、古田委員、赤沼推進委員同行のもと、完了しています。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。

議 長 次に議案第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、1番 佐々木 和枝 君が該当しますので、審議が終了するまで 一時退席願います。

<佐々木委員一時退席>

議 長 事務局より説明願います。

事務局 それでは6ページをお開き願います。

議案第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。今回は件数が多いため、詳細な説明は省略させていただきます。

番号1、淋代平の田3筆、8,870㎡を賃貸借権設定で、場所は庭構地区です。現地確認については一戸委員、古田委員、赤沼推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号1は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。審議が終了しましたので、1番 佐々木 和枝 君の出席を認めます。

<佐々木委員出席>

議 長 続いて、番号2から9までの審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 番号2から9、堀口地区から庭構地区までの田と畑、合計35筆、77,592㎡を使用貸借権及び賃貸借権設定です。場所については別添地図をご覧ください。現地確認については一戸委員、古田委員、赤沼推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号 番号2から9は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは、7ページをお開きください。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請に係る意見についてをご説明いたします。

案件は1件です。議案第3号資料と合わせてご覧ください。

番号1、譲受人は、大阪府中央区の発電業を営む法人です。譲渡人は、三沢市春日台四丁目の会社員の方です。申請地は、春日台二丁目の畑、2筆、計1,323㎡、農地区分は、用途指定（第1種低層住居専用地域）が設定されている区域であるため、第3種農地となります。権利区分は、売買による所有権移転となります。

転用目的は、太陽光発電施設の建設であり、太陽光パネル180枚を設置します。事業費は、総額で1,509万円で、全額自己資金による対応となります。

当該地は、青い森鉄道三沢駅から南西へ約1.0キロメートル、県立三沢商業高校から南へ約300メートルに位置し、周辺は住宅、山林、畑などが混在する区域であります。汚水は発生せず、雨水は自然浸透処理します。土砂流失の恐れはなく、日照・通風の影響も生じません。

現地確認については、古田委員、一戸委員、赤沼推進委員により、1月28日に完了しております。以上、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響の対策方法の妥当性、及び事業実施の確実性・信用性から、許可相当と判断されます。以上でございます。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号は、委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長 次に、議案第4号、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に係る証明についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは8ページをお開きください。

議案第4号、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について、ご説明いたします。資料と併せてごらんください。  
次の者について、継続して不動産取得税の納税猶予制度の適用を受けるため、3年に1度農業継続の届出を十和田県税事務所に提出するため、農業委員会においてその該当者が農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。申請者につきましてはお手元の資料のとおり、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の納税猶予者が4件です。以上です。

議長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたします。

議長 次に、議案第5号、令和3年度農作業賃金標準額の設定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは、資料9ページをお開き願います。

議案第5号、令和3年度農作業労働賃金標準額の設定についてご説明いたします。

農作業労働賃金標準額におきましては、農地法第52条の規定に基づき、情報の提供という事から、毎年、農業委員会が公表するものです。これは、農作業労働賃金の取り決めをする際に目安とするものであり、拘束するものではありません。対象となる農地の諸条件、当事者間の話し合いを通じて適正な金額を決めて下さいということです。なお、設定額については、おいらせ農協等と協議の上、上程したものであり、昨年10月3日から青森県最低賃金が時間額793円に改定されたことに伴い、水田は田植、6,400円、除草、6,400円、畑は一般作業、6,400円、いずれも実働8時間で、賄いなしということになります。以上です。



議 長            それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑      な      し

議 長            質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第 5 号は、原案のとおり決定することにいたします。

議 長            次に、議案第 6 号、令和 3 年度における下限面積の修正についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局            それでは 10 ページをお開き願います。

議案第 6 号、令和 3 年度における下限面積（別段の面積）の修正についてご説明いたします。

下限面積とは、農地法第 3 条による許可要件の 1 つとなりますが、農地を取得するには、経営する農地面積の合計が、ある程度達していなければ、新たに農地は取得できないこととされております。平成 21 年 1 月 23 日付の経営局長通知に従い、毎年、下限面積の設定、又は修正の必要性を検討するものであります。検討した結果、下限面積の修正が必要ないことの承認を求めるものです。以上です。

議 長            それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑      な      し

議 長            質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第 6 号は、原案のとおり修正の必要がないことを認め、据え置くことに決定いたします。

議 長            次に、議案第 7 号、三沢市農業委員会事務局職員の定期人事異動に係る人事交流の協議についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局            それでは 11 ページをお開きください。

議案第 7 号、三沢市農業委員会事務局職員の定期人事異動に係る人事交流の協議についてをご説明いたします。

事務局職員の定期人事異動につきましては、例年3月上旬頃に、三沢市長から人事交流についての協議の申し入れがありますが、その期日が不明であること及びその回答期限が極めて短いことなどの理由により、それに合わせて総会を招集するには時間的余裕がないことから、当該協議に対する委員会の意見としては、会長に一任するというものであります。以上でございます。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり決定いたします。

議 長 以上で、全議案の審議は終了となりますが、農地利用最適化推進委員の皆様から、それぞれの担当区域内において、何かご意見ございませんか。


議 長 特にないようですので、これを持ちまして、三沢市農業委員会第771回総会を閉会いたします。皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者

2番

立崎京子 

議事録署名者

13番

高古久光 